

(5) 被災地支援・インターンシップにおける単位認定について

学生が本学の定める機関、又は活動の証明が可能な外部機関等で被災地および避難所における復興支援に参加した場合、「被災地支援・インターンシップ」として、4単位、2単位、1単位のいずれかの単位修得が、以下の要領で可能である。

1. 内容

- (1) 被災地および避難所などにおける復興支援活動。
- (2) 被災地の民間企業、NPO、自治体等における実務実習。

2. 申請条件（いずれかを満たすこと）

- (1) 被災地および避難所における復興支援活動であること。
- (2) 本学の定める機関、または活動の証明が可能な外部機関等で活動すること。

3. 単位認定方法

- ・自由選択科目と位置づけ、卒業要件単位として認める。
- ・履修登録上限の枠外として扱う。
- ・各科目1回のみの認定とし、複数回の認定は行わない。
- ・下記の「被災地支援・インターンシップにおける単位認定表」に基づき認定する。
- ・春学期は6月15日、秋学期は12月15日までに報告書等の提出がなされた活動のみ、当該学期の単位認定の対象とし、以後の期間にかかる活動は次学期の単位認定とする。

被災地支援・インターンシップにおける単位認定表

認定科目名	単位数	対象学年	単位認定基準	評価方法	成績評価	備考
被災地支援・インターンシップA	4	1～	120時間以上 (事前事後指導含)	活動記録及び報告書に基づいて評価する。	N（認定）	全学科対象 自由選択科目 複数履修不可 (各科目1回)
被災地支援・インターンシップB	2	1～	60～120時間未満 (事前事後指導含)			
被災地支援・インターンシップC	1	1～	30～60時間未満 (事前事後指導含)			

4. 申請から報告書等提出までの流れ

- ① ボランティア活動支援センターへ申し出て、「申請書」「活動記録」「活動証明書」の用紙を受け取る。
- ② 原則、活動開始の2週間前に、「申請書」をボランティア活動支援センターに提出する。必要に応じて、「活動機関に関する資料」も提出する。
- ③ 活動開始前に、指導教員から事前指導を受ける。
- ④ 活動終了後、原則として1週間以内に指導教員から事後指導を受ける。
- ⑤ その後、1週間以内に、「活動記録」「活動証明書」「報告書」を指導教員に提出する。
(ボランティア活動支援センター運営委員会で、単位認定を行う)

(6) 地域活動実習における単位認定について

学生が、活動の証明が可能な地縁団体や外部機関等が主催する地域課題に関連する活動などに参加した場合、「地域活動実習」として、4単位、2単位、1単位のいずれかの単位修得が、以下の要領で可能である。

1. 内容

- (1) 自治会・町内会などの地縁団体や外部機関等が中心となって地域課題に取り組む活動の実践。
- (2) 上記(1)に関連するその他外部機関等での学習及び活動実践。

2. 申請条件（いずれかを満たすこと）

- （1）本科目の履修に関して了解が得られた自治会・町内会などの地縁団体あるいは外部機関で活動すること。
- （2）本学の定める機関、または活動の証明が可能な外部機関等で活動すること。

3. 単位認定方法

- ・自由選択科目と位置づけ、卒業要件単位として認める。
- ・履修登録上限の枠外として扱う。
- ・各科目 1 回のみの認定とし、複数回の認定は行わない。
- ・コミュニティサービスラーニングⅡの履修者及び単位修得者は履修できない。
- ・下記の「地域活動実習における単位認定表」に基づき認定する。
- ・履修期間は複数学期にまたがることを妨げない。
- ・春学期は 6 月 15 日、秋学期は 12 月 15 日までに報告書等の提出がなされた活動のみ、当該学期の単位認定の対象とし、以後の期間にかかる活動は次学期の単位認定とする。

地域活動実習における単位認定表

認定科目名	単位数	対象学年	単位認定基準	評価方法	成績評価	備考
地域活動実習 A	4	1～	120時間以上 (事前事後指導含)	活動記録及び 報告書に基づ いて評価する。	N（認定）	全学科対象 自由選択科目 複数履修不可 (各科目 1 回)
地域活動実習 B	2	1～	60～120時間未満 (事前事後指導含)			
地域活動実習 C	1	1～	30～60時間未満 (事前事後指導含)			

4. 申請から報告書等提出までの流れ

- ① 地域連携・教育センターへ申し出て、「申請書」「活動記録」「活動証明書」の用紙を受け取る。
- ② 原則、活動開始の 2 週間前までに、「申請書」を地域連携・教育センターに提出する。必要に応じて、「活動機関に関する資料」も提出する。（地域連携・教育センター運営委員会において、申請を承認する。）
- ③ 活動開始前に、所属学科の地域連携・教育センター運営委員の教員から事前指導を受ける。
- ④ 地域活動を行う。
- ⑤ 活動終了後、原則として 1 週間以内に③の教員から事後指導を受ける。
- ⑥ その後、1 週間以内に、「活動記録」「活動証明書」「報告書」を③の教員に提出する。

(7) 放送大学との単位互換について

本学は、放送大学との単位互換に関する協定を締結している。本学の学生は「特別聴講学生」として放送大学の授業を受講することができる。放送大学の授業を受講し、単位認定条件を満たした場合、単位認定され、卒業要件単位（自由選択科目）として算入される。

1 履修期間：1 学期間（6 ヶ月）

2 対象科目：放送大学授業科目

- ・単位認定できる授業科目については、教育支援課に問い合わせること。
- ・1 学期に出願できる科目数は、2 科目 4 単位とする。ただし、**放送大学授業科目の単位認定試験日が同一日時の科目は 1 科目しか登録できない。**
- ・放送大学との協定上、出願後の科目の変更・取消・追加はできない。
- ・放送大学授業科目は、**履修上限単位数に含まれない。**

3 出願方法について

- ・放送大学特別聴講生を希望する者は、指定期間に教育支援課に願い出ること。
- ・卒業が見込まれる学期に出願をすることはできない。